箕輪町

箕輪町役場企画振興課　プレスリリース

平成 30 年 3 月 9 日　発信

報道機関各位

平成 30 年度　箕輪町ふるさと応援寄附金
新規返礼品等協賛事業者募集、事業者説明会を開催します

箕輪町では、「ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）」のご寄附をいただいた方に、町の魅力の発信や地元特産品等の PR 及び地元企業、産業の活性化等を目的に返礼品をお贈りしています。
次のとおり、返礼品等の提供（販売）をしていただける新規協賛事業者の募集と事業者対象の説明会を開催いたします。

返礼品等新規協賛事業者の募集

別添募集要項のとおり

協賛事業者説明会

日　　時　平成 30 年 3 月 20 日（火）午後 6 時 30 分から 7 時 30 分まで

会　　場　箕輪町役場　大会議室

内　　容　箕輪町ふるさと応援寄附金の現状と制度について
返礼品等の登録についてなど

参加方法　平成 30 年 3 月 19 日（月）までに、役場企画振興課まで
ＦＡＸ、Ｅメールのいずれかでお申込みください。

添付資料　有　　無

企画振興課　まちづくり政策係
(課長) 中村　克寛　(係長・担当) 鈴木　清次
電　話：７９－３１１１（内線）１１３
ＦＡＸ：７９－０２３０
E-mail：furusato-minowa@town.minowa.lg.jp

～箕輪町はセーフコミュニティを推進しています～

募集要項

平成 30 年度　箕輪町ふるさと応援寄附金返礼品等の協賛事業者を募集します

現在、箕輪町では、「ふるさと応援寄附金」のご寄附をいただいた方に対して、お礼として特産品などの「返礼品」をお贈りしています。

箕輪町では、箕輪町の魅力の発信や地元特産品等のＰＲ及び地元企業・産業の活性化、財源確保を進めるため、ふるさと応援寄附金制度を積極的に活用します。

つきましては、返礼品等を提供していただける協賛事業者を募集します。

箕輪町ふるさと応援寄附金制度のイメージ

【例】寄附者が町へ１０，０００円を寄附

→　町が寄附者に対してお礼として３，０００円程度の特産品を贈呈

※町と協賛事業者のほか、申込状況の管理や発送管理を行う中間業者が入ります。

寄附から返礼品等送付までの流れ

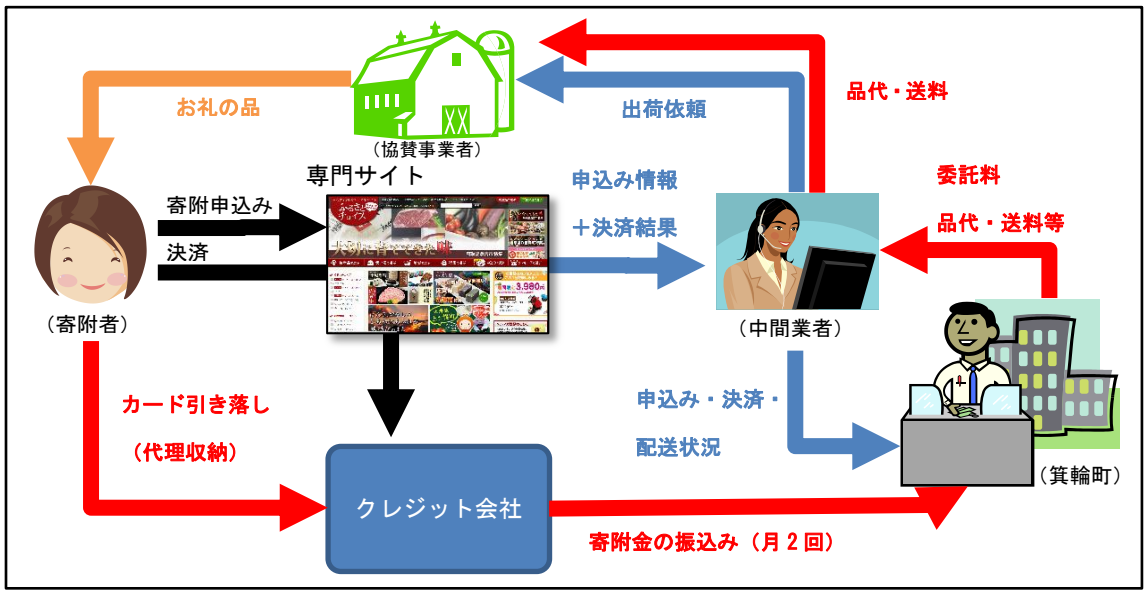

※図はクレジット決済の場合

募集要項

〇協賛事業者の応募要件等

・原則として町内で栽培、収穫、製造、加工、販売、提供等がされているものを提供できること。

・本社（本店）・支社（支店）を町内に有している法人または個人事業者であること。

・各種法令、規則、条例に沿った営業を行っていること。

・代表者等が、箕輪町暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者ではないこと。

※ただし、上記の要件に適合しても、町が協賛企業として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

募集要項

〇応募方法

「箕輪町ふるさと応援寄附金返礼品等協賛事業者申込書」に必要な添付書類を添付のうえ、箕輪町役場企画振興課まで提出してください。審査・決定を行い、結果を協賛事業者と中間業者に通知します。

添付書類：①誓約書　②事業者及び取り扱いたい返礼品等の概要が分かる資料（ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等）

〇募集期間

随時受付しています

〇協賛事業者募集説明会

本事業に関する事業者向けの説明会を、以下のとおり開催します。

平成２９年３月２０日（火）　午後６時３０分～午後７時３０分　箕輪町役場　大会議室

※参加を希望される事業者は、問い合わせ先まで３月１９日（月）までに申し込みください。

〇返礼品等の選定

返礼品等は、価格の基準に概ね該当し、返礼品等の要件にすべて適合していることを条件とします。（選定は中間業者と協賛事業者の間で協議し、決定することとしますので、協賛事業者として決定していても、返礼品等の選定に至らない場合もありますのでご承知おきください。）

（返礼品等の価格の基準）

卸価格で寄附金額の３０％程度のものを返礼品として考えています

（返礼品等の要件）

・原則として町内で栽培、収穫、製造、加工、販売、提供等がされているもの。
　（返礼品等は、特産品など商品の他、サービス・体験の提供なども想定します）
・返礼品等は、複数の特産品を組み合わせた詰め合わせセットとしても構いません。
・品質及び数量において、安定供給が見込め、依頼があった時は、速やかに提供ができるものであること。ただし、期間限定や数量限定で提供するものは別とする。
・返礼品等が物品の場合は、宅配便等での配達が可能なものであること。
・返礼品等が飲食物の場合は、寄附者に到着後、原則１０日間以上の消費期限が保証されるもの。
・必要に応じて商品情報の開示が可能であること。

〇その他

・返礼品等を選定された協賛事業者は、ふるさと寄附金サイト、パンフレット等に返礼品等の画像、商品名、企業名などを掲載します。
・返礼品等を選定された協賛事業者は、中間業者との間に「商品取引基本契約書」及び「個人情報の取り扱いに関する合意書」を締結していただきます。
・商品等の写真撮影、記事作成等については中間業者等の支援を受けることができます。

〇問い合わせ先・申込み先

箕輪町役場　企画振興課　まちづくり政策係（平成３０年３月３１日まで）
箕輪町役場　企画振興課　みのわの魅力発信室（平成３０年４月１日以降）
電　話　７９－３１１１
ＦＡＸ　７９－０２３０
Ｅﾒｰﾙ　furusato-minowa@town.minowa.lg.jp